

当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

当社の支配に関する基本方針

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

第182期

# 株式会社 東芝

当社は、第182期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、第182期報告書には記載しておりません。

1. 事業報告の12 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等、13 当社の支配に関する基本方針
2. 連結計算書類の連結注記表
3. 計算書類の個別注記表

## 12. 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

- (1) 当社及び当社子会社に関する業務の適正を確保するための体制  
取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。
- ① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。
- イ. 当社の取締役会は、内部監査部担当執行役又は内部監査部部門長から定期的に内部監査結果の報告を受ける。
- ウ. 当社の監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、内部監査部部門長から内部監査結果の報告を定期的に受ける。
- エ. 当社の監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。
- オ. 当社は、全ての役員（執行役員を含む。以下同じ。）、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の執行役に「東芝グループ行動基準」を遵守させる。
- カ. 内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部による会計監査及び適法性監査等が実効的に行われる体制を構築する。
- ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 当社の執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
- イ. 当社の執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 当社の Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CRO という。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。CRO は法務部担当執行役をもってこれに充てる。
- イ. 当社の執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。
- ④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社の取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
- イ. 当社の取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、執行役員、従業員の権限、責任を明確化する。
- ウ. 当社の執行役は、各部門、各執行役員・従業員の具体的目標、役割を設定する。
- エ. 当社の執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。
- オ. 当社の執行役は、業績評価委員会等により、当社グループの適正な業績評価を行う。
- カ. 当社の執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社の代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

- イ. 当社の CRO は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- ウ. 当社は、当社役員又は従業員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝グループ行動基準」に明記する。このほか、当社は、当社の監査委員会を内部通報窓口とする内部通報制度も設置し、問題の早期の情報収集に努める。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社は、「東芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
- イ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
- ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
- エ. 子会社は、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
- オ. 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。
- カ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。
- キ. 当社は、社名に「東芝」冠称の付与を許諾する関連会社に対し、原則として許諾契約において「東芝グループ行動基準」の採択を義務付ける。
- (2) 当社の監査委員会の職務の執行のために必要な事項
- 取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。
- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 当社の監査委員会の職務を補助するため、10 名程度で構成される監査委員会室を設置するとともに、監査委員会室長を執行役（取締役である執行役を含む。）とする。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査委員会は、当社の監査委員会室長及び監査委員会室の所属従業員の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、監査委員会室長は監査委員会の指揮に服する。監査委員会室の所属従業員は監査委員会及び監査委員会室長の指揮に服する。
- ③ 監査委員会への報告に関する体制
- ア. 当社の取締役、執行役、執行役員、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。
- イ. 当社の子会社は、「東芝グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査委員会に報告をする。また、当社は、子会社の監査役又は監査連絡責任者が当該子会社の違法行為等を認めた場合、監査委員会に対して通報できる体制を整備する。
- ウ. 当社は、「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、当社の役員又は従業員若しくは国内の子会社の役員又は従業員が当社又は当該子会社の違法行為を認めた場合、当社の監査委員会に対して通報できる内部通報制度を設置する。
- エ. 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ④ 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査委員会に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を

行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に明記する。

- ⑤ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法 404 条 4 項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。期中において必要が生じた場合は、監査委員の要請に基づき、担当部署における審議の上、予算の増額を行う。
- ⑥ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
ア. 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。  
イ. 執行役、執行役員、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。  
ウ. 監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部に監査方針を提示し、内部監査部に対し監査指示を行う。内部監査部部門長は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告する。  
エ. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。  
オ. 担当執行役（CFO）は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。  
カ. 内部監査部部門長を執行役とし、又は内部監査部を担当する執行役を置く。監査委員会は内部監査部部門長及び内部監査部を担当する執行役の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部部門長及び内部監査部を担当する執行役は監査委員会の指揮に服する。  
キ. 監査委員は、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる権限を有する。

### (3) 運用状況

「9. 当社役員の氏名、担当等 (4) 取締役会及び各委員会の活動状況」に記載の他、主な運用状況は以下のとおりです。

#### ① コンプライアンス委員会等の開催状況

当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進するためにリスク・コンプライアンス委員会を 2 回（半期に 1 回）開催し、全社重点施策を決定し、1 年間推進しました。また、不適切な財務報告につながる端緒を適時に把握するとともに、内部統制に脅威を与えるリスクを早期に発見し、対応策を指示・検討するために会計コンプライアンス委員会を 6 回開催しました。加えて、コンプライアンスのさらなる強化への取り組みの一環として、コンプライアンス有識者会議を全 3 回開催しました。詳細については、「1 当社グループの事業の状況(2) 当社グループの今後の経営方針(対処すべき課題) ◎ 内部管理体制の改善」に記載のとおりです。

#### ② 内部通報制度の整備状況等

当社は、執行側に東芝相談ホットライン（受付窓口は外部専門業者又は法律事務所を通報者が選択）を設置し、内部通報制度を運用しています。また、2015 年 10 月から、監査側にも監査委員会室を内部通報窓口とする監査委員会ホットラインを設置しました。これらの内部通報制度を従業員に活用してもらうために、全従業員向けの e ラーニング等で、内部通報制度の存在及び匿名性が厳格に担保されることの一層の周知徹底を図りました。内部通報件数は、会計処理に関するものを含め上期 58 件、下期 71 件あり、監査委員会及び取締役会に報告するとともに、会計に関する通報については、通報者の個人情報をも明らかにせず、直ちに会計監査人にも報告して

います。また、全ての内部通報について調査を行い、必要な事項については対応を行っています。なお、2019年4月から、東芝相談ホットラインの受付窓口を、通報者への配慮のため、外部専門業者に委託しています。

なお、東芝相談ホットラインは、公的な認証基準に適合している内部通報制度として、2021年4月23日、指定登録機関である公益社団法人商事法務研究会により事業者登録されました。

#### ③ 役職員に対するコンプライアンス関連研修の実施状況

国内グループの経営幹部を対象に、コンプライアンスに関する意識改革に関する研修を実施しました。国内の新任事業部長・支社長研修に、ビジネスリスクマネジメント強化、会計知識・会計コンプライアンス研修を行うとともに、幹部育成選抜研修及び昇格時等の節目研修には、会計知識・会計コンプライアンス研修を組み込み実施しております。また、海外現地法人の経営幹部と国内グループ従業員を対象に、eラーニングにより会計コンプライアンス教育を実施しました。

#### ④ 内部監査の実施状況

内部監査部は監査委員会監査方針に基づき内部監査の年度監査方針及び年度監査計画を策定しました。当該監査計画に基づき2020年度はスタッフ4部門及び関係会社36社に対して内部監査を実施しました。これら内部監査の結果は、内部監査部長から監査委員会に対して適時に報告されています。

#### ⑤ 監査委員の活動状況やその支援状況

監査委員は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席するとともに、計28回の執行役等に対するヒヤリング、32回の内部統制・内部監査部門長に対するヒヤリング等を行い、取締役・執行役の職務執行状況を監視・検証しました。また、会計監査人から監査計画、監査の実施状況及びその結果につき、説明・報告を受けました。監査活動においては、監査委員会室及び直轄組織である内部監査部を通じ、積極的に報告徴求を行いました。なお、監査委員会室を内部通報窓口とする監査委員会ホットラインは、31件の通報を受領し、対応しました。

## 13. 当社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社グループが株主の皆様還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

また、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

以上の考え方にに基づき、当社は、2006年6月に当社株式の大量取得行為に関する対応策(いわゆる買収防衛策)を導入し、2009年6月及び2012年6月に更新してまいりましたが、経営環境

等の変化、金融商品取引法整備の浸透の状況、株主の皆様の意見等を考慮しながら慎重に検討した結果、2015年6月以降、当該対応策を更新しておりません。

なお、当社は、東京証券取引所、名古屋証券取引所市場第一部に上場していることが、長期的な価値創造に適した安定的な資本構成を提供しており、上場会社としてのメリットを生かすことが企業価値の向上につながると現時点では確信しておりますが、非上場化を含め様々な企業価値向上のためのご提案を選択肢として排除するものではありません。他方、非上場化には様々な課題も存在するものと認識しております。客観的に見て具体的かつ実現可能性のある真摯な買収提案がなされた場合には、当社取締役会としてこれを真摯に評価・検討してまいります。その場合のプロセス及び内容は、株主をはじめとする当社ステークホルダーの多くが納得するものでなければならないと考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社株主の最善の利益のために行動することが当社取締役会の責任であり、もつとも重要であると認識しております。当社は、2021年4月に新たな代表執行役社長 CEO が選定されたことから、資本配分のあり方も含め企業価値向上のための施策の新たな見直しにただちに着手しているとともに、取締役会としても意思決定の透明性を高めるために独自の財務アドバイザー、法務アドバイザーを選任し、独立した立場で当社の企業価値の向上について戦略的に検討して参ります。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(重要な会計方針)

#### 1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

#### 2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

#### 3) 投資有価証券及びその他の投資

投資有価証券は負債証券と持分証券から構成されています。当社グループ（当社グループという用語は「株東芝及び連結子会社」を表すものとして用いる。）は負債証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で測定するとともに、税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益（損失）累計額に含めています。持分証券については、公正価値で測定するとともに、その変動を当期純損益に計上しています。なお、市場価格のない持分証券は、減損損失控除後の取得価額に、同一発行体の同一または類似する投資に関する一般的な取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により評価しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。

市場価格のないその他の投資は、取得原価で計上しています。

当社グループは市場価格のない持分証券については減損の兆候の有無の判断において考慮する定性的評価により、公正価値の下落が認められる場合、その下落分について評価損を計上しています。また、負債証券及びその他の投資については、公正価値の下落が一時的でないか否かの評価を、市場価格の下落の程度とその期間、被投資会社の財政状態及び今後の見通し並びに当該有価証券の今後の保有方針等の観点から定期的に行っています。一時的でない公正価値の下落が発生している場合、その下落分について評価損を計上しています。

#### 4) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

#### 5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローに基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

#### 6) のれん及びその他の無形資産

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。耐用年数が明らかな無形資産は、主として技術関連無形資産及びソフトウェアであり、それらは、契約期間または見積利用期間にわたり定額法により償却しています。

#### 7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が充当されます。

#### 8) 未払退職及び年金費用

当社グループは、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損益についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

### 2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類を作成するために資産・負債及び収益・費用の計上並びに偶発資産・負債の開示において、種々の見積り及び仮定を前提としています。当社グループは連結計算書類の作成に当たり、有形・無形の長期性資産、有価証券及びのれんの減損判定、受取債権及び繰延税金資産の回収可能性、不確実な税務ポジション、年金会計の測定、収益の認識並びにその他訴訟関連を含む引当金に係る仮定及び見積りが特に重要と認識しています。しかし、実際の結果は、それら見積りと異なる場合もあります。

### 3. 収益認識に関する注記

当社グループは、ASC 606「顧客との契約から生じる収益」を適用し、収益を認識しています。

当社グループは、標準量産品（半導体、複合機、POS システム等）、顧客仕様の建設型・製作型の注文製品（原子力発電システム、火力発電システム、公共インフラ、鉄道・産業システム等）、保守サービス等を主要な財またはサービスとして提供しており、約束した財又はサービスが顧客に移転し、顧客が財又はサービスの支配を獲得した時点、もしくは獲得するにつれて、収益を認識しています。また、収益は、顧客との契約において約束された対価からリベートなどを控除した金額で測定しています。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

1) 保証債務及び保証類似行為 3,531 百万円

#### 2) 重要な係争事件

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の判決が出されました。当該判決については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴し、米国時間2018年7月17日付で上訴審は地裁の判決を破棄し、原告が修正訴状を提出できるよう地裁に差戻す判決を出しました。当社は当該判決に対し米国時間2018年10月15日付で連邦最高裁判所に対して上告申立てを行いました。米国時間2019年6月24日付で当該申立てが不受理となり、地方裁判所に差戻されました。

また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ13,657百万円、21,759百万円、43,561百万円、9,227百万円、33,000百万円、837百万円、414百万円及び4,051百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付、同年4月付、同年6月付、同年9月付、同年9月付、同年10月付及び2018年4月付の提起の訴訟、日本トラスティ・サービス信託銀行(現日本カストディ銀行)からのそれぞれ1,262百万円、11,993百万円及び572百万円を請求する2016年5月付、同年8月付及び2017年9月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等

からのそれぞれ 5,105 百万円及び 13,114 百万円を請求する 2017 年 3 月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行等からの 14,026 百万円を請求する 2017 年 3 月付提起の訴訟等が係属しています。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは考えています。

#### 5. 連結資本勘定計算書に関する注記

##### (株)ニューフレアテクノロジーの完全子会社化

当社の子会社である東芝デバイス&ストレージ(株) (以下「TDSC」という。)は 2019 年 11 月 13 日開催の取締役会において(株)ニューフレアテクノロジー (以下「NFT」という。)の普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付けにより取得することを決議し、2019 年 11 月 14 日から 2020 年 1 月 16 日の期間で本公開買付けを実施しました。その結果、買付予定数の下限を上回る買付結果となったことから、2020 年 1 月 23 日に買付代金を支払い、本公開買付けによる株式を取得しました。また、NFT は NFT 普通株式の併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催し、本臨時株主総会において株式併合の議案について承認を得ました。2020 年 4 月 28 日に裁判所の許可を得て、TDSC は 1 株に満たない端数となる NFT 株式を買い取ることによって、NFT を完全子会社としました。

これらの株式の取得原価と非支配持分との差額は、資本剰余金として計上しています。

上記の結果、連結貸借対照表の資本剰余金が負の値になるため、資本剰余金の負の値を利益剰余金に振り替えています。

## 6. 金融商品に関する注記

### 1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また社債発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。

社債及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金です。

当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約及び通貨オプションといった様々な金融派生商品をリスクを軽減するために利用しています。また、当社は在外事業体への投資にかかる為替変動のヘッジを目的として、為替予約及び外貨建借入金を利用しています。

当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針は投機目的及びトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

### 2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する負債			
社債及び長期借入金	372,111百万円	372,059百万円	52百万円

上記の表は、公正価値が連結貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品、リース関連の金融商品、そして、連結貸借対照表計上額と同額である投資有価証券及びその他の投資、及び金融派生商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。現金及び現金同等物、受取手形、売掛金及び契約資産、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、連結貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている市場価格により、あるいは公表されている市場価格が存在しない場合には将来のキャッシュ・フローの見積割引現在価値により見積っています。その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益(損失)は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。

1株当たり継続事業からの当期純利益	
基本的1株当たり継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	268円29銭
1株当たり非継続事業からの当期純損失	
基本的1株当たり非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失	△17円04銭
1株当たり当期純利益	
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	251円25銭

なお、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

#### 8. 重要な後発事象

当社グループは、ASC 855「後発事象」に基づき、2021年5月14日までを対象に後発事象の評価を行っていますが、記載すべき重要な後発事象はありません。

#### 9. メモリ事業について

当社は、当社が保有する東芝メモリ㈱(以下「TMC」という。)全株式をベインキャピタル社を軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である㈱Pangea(以下「譲受会社」という。)に対して、譲渡する株式譲渡契約を締結し、2018年6月1日に株式譲渡が完了しました。当該株式譲渡契約には、表明保証の違反、米国国際貿易委員会による調査、一定の訴訟等及びあらかじめ規定された一定の相手方との間の特許ライセンス契約に起因した損失、その他契約に定める条件に従い当社が補償義務を負うことが規定されています。また、株式譲渡とともに、当社は譲受会社に普通株式1,096億円、転換型優先株式2,409億円の合計3,505億円を再出資しています。その結果、譲渡以前までTMCは、当社の完全子会社でしたが、譲受会社及びTMCは2018年6月1日から新たに持分比率40.2%の持分法適用会社となりました。なお、当社は、譲受会社がTMCの株式購入資金等を調達するために金融機関と締結する借入契約に関して、当社が保有する譲受会社の全株式を担保として金融機関に対して差し入れました。

2018年8月1日付で譲受会社はTMCを吸収合併し、会社名を東芝メモリ㈱に変更し、さらに、2019年3月1日付で東芝メモリ㈱を株式移転完全子会社とする単独株式移転を行い、新会社として東芝メモリホールディングス㈱を発足させました。

当社は、2019年5月31日、(株)三井住友銀行、(株)三菱UFJ銀行、(株)みずほ銀行及び三井住友信託銀行(株)との間で、東芝メモリホールディングス(株)の金融機関に対する借入金等の債務を担保するため、東芝メモリホールディングス(株)の株式を担保に供する旨の契約を締結し、2019年6月17日に差し入れを行いました。なお、本契約の締結にあたり、譲受会社の金融機関に対する借入金等の債務を担保するために締結した契約を解約しています。2019年10月1日付で東芝メモリ(株)はキオクシア(株)に、東芝メモリホールディングス(株)はキオクシアホールディングス(株)(以下、「KHC」という。)に、それぞれ商号変更をしました。

2020年8月27日、当社が出資していた転換型優先株式は普通株式に転換され、当社のKHCに対する持分比率は40.6%になりました。普通株式は持分法投資として区分しています。また、KHCの金融機関に対する借入金等の債務を担保するために設定した質権は、KHCの上場承認に伴い消滅しました。

当社は、KHCの上場がKHCと金融機関の間で締結された融資契約に定める期間を超えて発生しなかったため、2021年2月26日、(株)三井住友銀行、(株)三菱UFJ銀行、(株)みずほ銀行及び三井住友信託銀行(株)等との間で、KHCの金融機関に対する借入金等の債務を担保するため、KHCの株式を担保に供する旨の契約を締結し、同日に差し入れを行いました。

キオクシアグループに対して当該株式譲渡契約に基づき、2020年度に補償関連費用77億円を非継続事業のその他の費用として計上しています。

非継続事業の経営成績は以下のとおりです。

#### 経営成績

売上高及びその他の収益	－百万円
売上高	－百万円
その他の収益	－百万円
売上原価及び費用	7,728 百万円
売上原価	－百万円
販売費及び一般管理費	－百万円
その他の費用	7,728 百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純損失	△7,728 百万円
法人税等	－百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失	△7,728 百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純損益(控除)	－百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失	△7,728 百万円

2020年度のキオクシアグループの経営成績及び当社に帰属する持分法による投資損失は以下のとおりです。

税金等調整前純損失	△21,499 百万円
当期純損失	△13,238 百万円
当社に帰属する持分法による投資損失	△5,402 百万円

なお、2021年3月31日時点の連結貸借対照表の関連会社に対する投資及び貸付金に、キオクシアグループに対する残高2,798億円が含まれています。

## 個 別 注 記 表 (1)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)

時価のないもの…移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法又は移動平均法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法又は総平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～60年、機械及び装置が2～17年です。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

訴訟損失引当金

訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しています。

## 個別注記表(2)

### 退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

### (6) 収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しています。

### (7) ヘッジ会計の方法

#### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ、外貨建借入金等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金、在外事業体に対する投資等

#### ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

#### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

### (8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

### (9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

### (10) 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

## 個 別 注 記 表 (3)

### 2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

訴訟損失引当金 62,099 百万円

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関係会社株式(キオクシアホールディングス(株)) 83,956 百万円

上記の資産は関係会社(キオクシアホールディングス(株))の金融機関と締結する借入契約に関して、当社が差し入れている担保になります。

(2) 有形固定資産減価償却累計額 115,721 百万円

#### (3) 保証債務及び保証類似行為

リース債務等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位:百万円)

被 保 証 者	保 証 債 務 及 び 保 証 類 似 行 為 残 高
東 芝 ア メ リ カ 社	2,108
東 芝 イ ン フ ラ シ ス テ ム ズ (株)	259
ウ エ ス チ ン グ ハ ウ ス エ レ ク ト リ ッ ク カ ン パ ニ ー 社	200
そ の 他	588
合 計	3,156

## 個 別 注 記 表 (4)

### (4) 重要な係争事件

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の判決が出されました。当該判決については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴し、米国時間2018年7月17日付で上訴審は地裁の判決を破棄し、原告が修正訴状を提出できるよう地裁に差戻す判決を出しました。当社は当該判決に対し米国時間2018年10月15日付で連邦最高裁判所に対して上告申立てを行いました。米国時間2019年6月24日付で当該申立てが不受理となり、地方裁判所に差戻されました。また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ13,657百万円、21,759百万円、43,561百万円、9,227百万円、33,000百万円、837百万円、414百万円及び4,051百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付、同年4月付、同年6月付、同年9月付、同年9月付、同年10月付及び2018年4月付の提起の訴訟、日本トラスティ・サービス信託銀行(現日本カストディ銀行)からのそれぞれ1,262百万円、11,993百万円及び572百万円を請求する2016年5月付、同年8月付及び2017年9月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等からのそれぞれ5,105百万円及び13,114百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行等からの14,026百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟等が係属しています。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の見込みを超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社は考えています。

## 個 別 注 記 表 (5)

### (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	291,626 百万円
短期金銭債務	466,062 百万円

### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	51,056 百万円
(2) 関係会社からの仕入高	9,945 百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	142,467 百万円

#### (4) 訴訟関連損失

東芝メモリ㈱（現キオクシア㈱）の株式譲渡契約には、表明保証の違反、米国国際貿易委員会による調査、一定の訴訟等及びあらかじめ規定された一定の相手方との間の特許ライセンス契約に起因した損失、その他契約に定める条件に従い当社が補償義務を負うことが規定されています。当該株式譲渡契約に基づき、2020年度に補償関連費用7,728百万円を訴訟関連損失として計上しています。

上記を主な要因として、特別損失に9,556百万円を計上しています。

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 455,280,690 株

#### (2) 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,439,724 株

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	4,535百万円	10円	2020年3月31日	2020年6月4日
2020年11月11日 取締役会	4,535百万円	10円	2020年9月30日	2020年12月2日
2021年5月14日 取締役会(予定)	31,768百万円	70円	2021年3月31日	2021年6月4日

### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損、訴訟損失引当金、退職給付引当金の否認、繰越欠損金等であり、全額評価性引当金を計上しています。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

## 個 別 注 記 表 (6)

### 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社 (単位:百万円)

種類	会社名	議決権等の所有割合(注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝インターナショナル米国社	所有 100.0%	当社製品の販売等	電池事業製品の販売(注2)	15,141	売掛金	6,834
子会社	東芝インフラシステムズ(株)	所有 100.0%	ブランド使用等 資金の貸付等 被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	7,664	売掛金	4,982
				資金の貸付(注4)(注5)	-	預け金	41,428
				利息の受取(注4)(注5)	126	未収入金	22
				-	-	被債務保証(注8)	-
子会社	東芝デバイス&ストレージ(株)	所有 100.0%	ブランド使用等 資金の貸付等 被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	7,337	売掛金	4,451
				資金の貸付(注4)(注5)	-	預け金	78,846
				利息の受取(注4)(注5)	384	未収入金	33
				-	-	被債務保証(注8)	-
子会社	東芝エネルギーシステムズ(株)	所有 100.0%	ブランド使用等 資金の借入等 被債務保証等	ブランド使用の対価等(注3)	5,679	売掛金	3,977
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	116,657
				利息の支払(注4)(注5)	124	未払費用	8
				-	-	被債務保証(注8)	-
子会社	東芝インフォメーションシステムズ(株)	所有 100.0%	役務の受入	システムの運用保守等(注6)	24,334	未払費用	5,199
子会社	加賀東芝エレクトロニクス(株)	所有 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)(注5)	-	預け金	26,413
				利息の受取(注4)(注5)	118	未収入金	10
子会社	東芝アジア・パシフィック社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	39,119
				利息の支払(注4)(注5)	40	未払費用	3
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	37,102
子会社	東芝デジタルソリューションズ(株)	所有 100.0%	資金の借入等 被債務保証等	利息の支払(注4)(注5)	57	未払費用	3
				-	-	被債務保証(注8)	-
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	33,653
子会社	東芝欧州社	所有 100.0%	資金の借入等	利息の支払(注4)(注5)	72	未払費用	7
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	33,288
子会社	東芝アメリカ社	所有 100.0%	資金の借入等	利息の支払(注4)(注5)	95	未払費用	9
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	33,243
子会社	東芝プラントシステム(株)	所有 100.0%	資金の借入等	利息の支払(注4)(注5)	77	未払費用	1
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	28,664
子会社	(株)ニューフレアテクノロジー	所有 100.0%	資金の借入等	利息の支払(注4)(注5)	47	未払費用	2
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	20,896
子会社	東芝エレベータ(株)	所有 80.0%	資金の借入等	利息の支払(注4)(注5)	24	未払費用	1
				資金の借入(注4)(注5)	-	預り金	-
関連会社	キオクシアホールディングス(株)	所有 40.6%	担保の提供	担保の提供(注7)	-	-	-

- (注)1. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。  
 2. 当該製品の販売については、一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。  
 3. ブランド使用の対価等については、一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。  
 4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。  
 5. 資金の貸付・借入については、当社グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュマネジメントシステム等を利用し、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略しています。  
 6. システムの運用保守については、東芝インフォメーションシステムズ(株)から提示された価格に対して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。  
 7. キオクシアホールディングス(株)の金融機関と締結する借入契約に係る担保として、当社が保有するキオクシアホールディングス(株)の全株式83,956百万円を金融機関に提供しています。  
 8. 被債務保証は、当社の借入金等に対して、4社連帯で781,356百万円の債務保証を受けたものです。

個 別 注 記 表 (7)

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,555円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	222円99銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし